

## 次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
土地所有及び利用状況の全体像の把握	<p>① 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、不動産登記情報の公開の在り方などの検討動向を注視しつつ、不動産登記情報の活用の可能性や、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造をよりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進する。【No. 108】</p> <p>② 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。【No. 109】</p>
これまでの統計委員会の意見	<p>&lt;諮問第 107 号の答申「法人土地・建物基本調査の変更について（平成 29 年 12 月 19 日）」における「今後の課題」（抜粋）&gt;（別紙 1）</p> <p>（3）土地単位でのパネルデータの作成について</p> <p>土地単位でのパネルデータの作成について、今回調査の結果も活用し、その技術的課題を明確化した上で、追加的に必要とされる行政記録情報等の収集方法も含めて検討し、次回調査（平成 35 年（2023 年）予定）の企画時期までに、取組の方向性に関する一定の結論を得ること。</p> <p>&lt;企画部会第 1WG（国民経済計算）第 1 回会合 資料 1（抜粋）（令和 4 年 6 月 14 日）&gt;（資料 2-5 参照）</p> <p>統計のカバレッジ拡大に関する課題：不動産のカバレッジ拡大</p> <p>① 事業所母集団 DB の拡充に合わせて「法人土地・建物基本調査」のカバレッジを拡大するほか、調査票回収率（2018 年：80%）を高めること</p> <p>② 「経済センサス」の個票と「法人土地・建物基本調査」の個票をマッチングして、相互に欠測値補完を行うことで両統計のカバレッジ拡大を図ること</p> <p>③ 都道府県ならびに民間のデータベースを活用した悉皆の「不動産データベース」を新たに構築すること</p>
各種研究会等での指摘	<p>「土地基本調査<sup>(注)</sup>に関する研究会」（別紙 2 参照）</p> <p>(注)「土地基本調査」は、全国の土地・建物の所有・利用状況等に関する全体像を明らかにするため、「法人土地・建物基本調査」（国土交通省が実施。）と「世帯土地統計」（総務省が実施する「住宅・土地統計調査」のうち、土地部分を国土交通省において転写・集計。）の結果を用いて作成。</p>
担当府省の取組状況の概要	<p>&lt;令和 3 年度統計法施行状況報告（暫定版）&gt;（参考 2 【No. 108】【No. 109】参照）</p>

	<p>① 土地基本調査に関する研究会において、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報の活用やフローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人の土地の所有・利用構造の全体像をよりの確に把握する調査を効率的に実施するための課題を整理・検討した結果、平成30年度（2018年度）に中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合し、令和元年度（2019年度）から土地保有・動態調査を実施することについて総務大臣から承認を受け、令和元年度（2019年度）に第1回調査を実施した。令和3年度（2021年度）には第3回調査を実施し、令和4年（2022年）3月に集計結果を公表した。</p> <p>② 土地基本調査に関する研究会において、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報の活用やフローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人の土地の所有・利用構造の全体像をよりの確に把握する調査を効率的に実施するための課題を整理・検討した結果、平成30年度（2018年度）に中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合し、令和元年度（2019年度）から土地保有・動態調査を実施することについて総務大臣から承認を受け、令和元年度（2019年度）に第1回調査を実施した。 令和3年度（2021年度）には第3回調査を実施し、令和4年（2022年）3月に集計結果を公表した。引き続き、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b></p>	<p>○ ①については、国土交通省における研究会での検討結果を踏まえ、法人土地・建物基本調査（5年周期）の中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合して、新たに土地保有・動態調査（一般統計調査）を実施する対応がなされている。また、法人土地・建物基本調査は、令和4年度に統計委員会への諮問が予定されており、前回答申時に示された課題の取組状況についても、その際にフォローアップが行われることが見込まれる。このため、次期基本計画に特段記載する必要性は乏しいのではないか。</p> <p>○ ②については、国土交通省内において継続的に研究会が開催されており、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための課題の解決に向けた取組が進められているところ、引き続き不動産登記情報のデジタルデータの整備による当該情報の活用といった課題も残されていることから、これらについて次期基本計画に記載してはどうか。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 国土交通省は、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。</p> <p>【国土交通省；令和5年度(2023年度)から実施する。】</p>
<p><b>備考（留意点等）</b></p>	

## 諮問第 107 号の答申 法人土地・建物基本調査の変更について（平成 29 年 12 月 19 日）における「今後の課題」

**（1）土地の「今後の保有等予定」の選択肢の設定について**

本調査の調査事項のうち、土地に係る「今後の保有等予定」については、今回の調査結果及び関連項目である「転換予定」の調査結果並びにこれらの事項を用いた分析状況を踏まえ、5年で区切る必要性や、売却について検討していない場合の対応等、選択肢の適切な設定について、次回調査（平成 35 年（2023 年）予定）の企画時期までに検討し、結論を得ること。

**（2）法人の属性を踏まえた集計の充実について**

調査対象である法人が外資系か否かの区分で集計することについて、利用ニーズを踏まえつつ、調査事項の更なる追加、又は、法人番号を利用したデータ・リンケージの活用等を、次回調査（平成 35 年（2023 年）予定）の企画時期までに検討し、結論を得ること。

**（3）土地単位でのパネルデータの作成について**

土地単位でのパネルデータの作成について、今回調査の結果も活用し、その技術的課題を明確化した上で、追加的に必要とされる行政記録情報等の収集方法も含めて検討し、次回調査（平成 35 年（2023 年）予定）の企画時期までに、取組の方向性に関する一定の結論を得ること。

## 土地基本調査に関する研究会

	開始日	議題
第1回	令和3年3月4日～18日	(1) 令和5年土地基本調査に関する研究会の開催及び進め方について (2) 土地基本調査におけるこれまでの取組及び今後の課題整理 (3) 令和5年法人土地・建物基本調査（令和3年予備調査）の方向性について
第2回	令和4年3月11日	(1) 法人土地・建物基本調査令和3年予備調査の実施結果及び令和5年法人土地・建物基本調査の実施方針案について (2) 令和5年法人土地・建物基本調査の実施方針案（予備調査結果以外）について
第3回	令和4年7月8日	(1) これまでの経緯について (2) 前回答申時に付された課題への対応について (3) 令和3年度統計法施行状況に関する審議について

## 〈委員〉

(座長) 宮川 幸三 立正大学経済学部教授  
 浅見 泰司 東京大学大学院工学系研究科教授  
 稲葉 由之 青山学院大学経営学部マーケティング学科教授  
 隅田 和人 東洋大学経済学部国際経済学科教授  
 廣松 毅 東京大学名誉教授

## 〈オブザーバー〉

菅 幹雄 法政大学経済学部経済学科教授  
 総務省統計局 統計調査部 国勢統計課長  
 事業所情報管理課長